令和５年度厚生労働省社会福祉推進事業

「住まい支援」及び「官民協働・多機関連携」における定着支援センターの実態把握及び各分野・各段階における効果的な活動基盤の充実に関する調査研究事業

報告書

令和６年３月

一般社団法人　全国地域生活定着支援センター協議会

目　次

第１章　調査研究の目的及び実施内容 4

１－１．背景及び目的 4

１－２．実施内容 4

１－３．実施体制 5

第２章　実態調査 8

２－１．実態調査実施概要 8

２－２．実態調査実施結果 9

２－３．実態調査の結果分析（考察） 9

第３章　ヒアリング 11

３－１．ヒアリング実施概要 11

３－２．ヒアリング実施結果 12

３－３．ヒアリングの結果分析（考察） 12

第４章　圏域別ブロック研修 14

４－１．圏域別ブロック研修実施概要 14

４－２．圏域別ブロック研修の内容 14

４－３．圏域別ブロック研修の結果分析（考察） 14

第５章　本調査研究事業に係る報告会 15

５－１．本調査研究事業に係る報告会実施概要 15

５－２．本調査研究事業に係る報告会の内容 15

５－３．本調査研究事業に係る報告会の結果分析（考察） 15

第６章　総括 16

資料編 19

【別冊資料（成果物）】

- 実態調査及びヒアリング報告書
- 圏域別ブロック研修資料
- 本調査研究事業に係る報告会資料

第１章　調査研究の目的及び実施内容

１－１．背景及び目的

犯罪をした高齢者・障害者の円滑な地域移行と地域定着には、地方公共団体等と協働する等し、既存の福祉サービスとの一体的実施や円滑な地域移行が行われるよう、地域の総合力を生かした事業実施が重要である。とりわけ、自宅等に居住する矯正施設退所者等への居住支援については、官民協働・多機関連携による支援ネットワークが十分に機能していない可能性等があり、地域生活定着支援センター（以下、「定着支援センター」という。）の長期的な関与が課題となっていることから、実態調査、長期化の要因分析、好事例の収集、効果的な居住支援の標準化等を実施する。

また、重層的支援体制整備事業、自立支援協議会、地域ケア会議、地方再犯防止推進計画に関する会議体等といった官民協働・多機関連携による支援ネットワークの構築等の実態調査、好取組の収集等を行い、被疑者等支援業務等も含めた官民協働・多機関連携による支援ネットワークを活用した多様な支援モデルを示すとともに、効果的な支援ネットワーク構築等のプロセスを分野別等に分析し、各分野・各段階において取り組むべき事項等について標準化し、各地域での効果的な支援ネットワークの構築等に資することを目的とする（以上、厚生労働省作成の「個別課題」を基に作成）。

具体的には、移行先内訳を含む居住支援の実態把握を軸として、重層的支援体制整備事業、自立支援協議会、地域ケア会議等といった地域における各種会議体等と定着支援センターとの連携状況を、実態調査とヒアリング調査によって明らかにし、全国的な官民協働・多機関連携の促進と標準化に資するため、必要な要素の抽出と報告書作成を行う。その結果及び成果は、定着支援センター向けに報告会を開催してフィードバックする。また、多機関連携に係る好事例・好取組を各地域で広く周知するための研修会を圏域ごとに開催する。

１－２．実施内容

上記の目的を達するため、厚生労働省と協議し、次の調査や研修、報告会を実施した。

１．居住支援と地域生活定着支援センターとの連携に係る効果的な支援ネットワークの構築についての実態調査の実施
　①　調査・検討委員会の設置
　②　ワーキング・チーム（WT）の実施
　③　実態調査の実施
　④　ヒアリングの実施

２．重層的支援体制整備事業ほか各種の官民協働の会議体と地域生活定着支援センターとの連携に係る効果的な支援ネットワークの構築についての実態調査の実施

３．圏域別「ブロック研修」の開催

４．本調査研究事業の成果に係る「報告会」の開催

１－３．実施体制

実態調査の実施にあたり、客観性を担保するための組織として「調査・検討委員会」及び「ワーキング・チーム」（WT）を設置した。

「調査・検討委員会」は、実態調査やヒアリングに係る質問項目の枠組み検討に加え、集計された実態調査の回答データの分析、ヒアリング結果からの好取組の要素の抽出を効果的に行うことを目的とする。委員として、福祉や居住支援等、本調査研究事業に関係する専門知を有する学識者・実務者を招へいした。

「ワーキング・チーム」（WT）は、調査・検討委員会で議論された実態調査とヒアリングの質問項目に係る枠組みを基に、それらをより実践的な見地から掘り下げ、具体的な質問項目に仕上げていくために設けた。実態調査の質問項目を具体化する WT①と、ヒアリングの質問事項を吟味する WT②の２つから成る。

それぞれの構成メンバーと開催記録は以下のとおりである（敬称略）。

a-①. 調査・検討委員会構成メンバー

肩書	氏名	所属	職名
委員長	高橋　哲	お茶の水女子大学生活科学部 心理学科	准教授
委　員	川村　岳人	立教大学コミュニティ福祉学部 福祉学科	准教授
委　員	牧嶋　誠吾	大牟田市居住支援協議会	事務局長
委　員	遅塚　昭彦	さいたま市地域自立支援協議会	会長
委　員	橋本　一磨	愛知県豊田市役所福祉部福祉総合相談課	副課長
委　員	高原　伸幸	一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会 （竹原市社会福祉協議会 事業アドバイザー）	代表理事
委　員	内海　敏江	一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会 （北海道社会福祉事業団 理事長）	理事 （政策・実務部会担当）
委　員	小畑　孝仁	一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会 （福岡県地域生活定着支援センター センター長）	政策・実務部会長
委　員	亀井　孝直	一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会 （奈良県地域生活定着支援センター 相談員）	政策・実務部会員

a-②. 調査・検討委員会の開催記録

開催年月日	開催形式・開催場所	検討内容
令和 5 年 9 月 25 日（月）	オンライン開催 （Zoom）	・ 実態調査及びヒアリングの方向性の協議 ・ スケジュールの確認
令和 5 年 12 月 15 日（金）	対面開催 （社会福祉法人南高愛隣会東京事務所）	・ 実態調査集計結果の速報値の報告 ・ 同結果分析の方向性の検討
令和 6 年 3 月 11 日（月）	オンライン開催 （Zoom）	・ 実態調査分析・ヒアリングの結果報告含む成果物案の検討

b-①. ワーキング・チームの構成メンバー

（WT①）

肩書	氏名	所属	職名
調査・検討委員会委員	高橋　哲	お茶の水女子大学生活科学部 心理学科	准教授
	川村　岳人	立教大学コミュニティ福祉学部 福祉学科	准教授
	牧嶋　誠吾	大牟田市居住支援協議会	事務局長
	高原　伸幸	一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会 （竹原市社会福祉協議会 事業アドバイザー）	代表理事
	小畑　孝仁	一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会 （福岡県地域生活定着支援センター センター長）	政策・実務部会長
当法人役員	森松　長生	一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会 （認定NPO法人抱樸 専務理事）	副会長
当法人政策・実務部会員	福家　伸次	一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会 （香川県地域生活定着支援センター センター長）	政策・実務部会員

（WT②）

肩書	氏名	所属	職名
調査・検討委員会委員	遅塚　昭彦	さいたま市地域自立支援協議会	会長
	川村　岳人	立教大学コミュニティ福祉学部 福祉学科	准教授
	高原　伸幸	一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会 （竹原市社会福祉協議会 事業アドバイザー）	代表理事
	亀井　孝直	一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会 （奈良県地域生活定着支援センター 相談員）	政策・実務部会員
当法人 政策・実務 副部会長	石川　貴浩	一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会 （長野県地域生活定着支援センター センター長）	政策・実務副部会長

b-②. ワーキング・チームの開催記録

開催年月日	開催形式・開催場所	検討内容
（WT①） 令和 5 年 10 月 16 日（月）	オンライン開催 （Zoom）	・　第 1 回「調査・検討委員会」の協議を踏まえた実態調査の質問項目の具体化
（WT②） 令和 5 年 10 月 27 日（金）	オンライン開催 （Zoom）	・　第 1 回「調査・検討委員会」の協議を踏まえたヒアリングの質問項目の具体化

第２章　実態調査

２－１．実態調査実施概要

「調査・検討委員会」と WT①で議論・具体化された質問項目に基づき、下記の要領により実態調査を行った。

下記「d.実施した調査と回答数・回答率」に示したアの実態調査においては、41 の定着支援センターから、905 件の支援対象者に関する情報の回答があり、うち有効回答数は 596 件であった。

なお、事業計画の申請にあたり、「居住支援と地域生活定着支援センターとの連携に係る効果的な支援ネットワークの構築についての実態調査」と「重層的支援体制整備事業ほか各種の官民協働の会議体と地域生活定着支援センターとの連携に係る効果的な支援ネットワークの構築についての実態調査」について、それぞれ別建てで計画を作成したが、調査実施に際しては下記 d に示す３つの調査を一体的に行ったため、その結果分析・考察については一つの項にまとめて記述する。

a. 調査実施期間

令和 5 年 10 月 31 日（火）～同年 12 月 15 日（金）

b. 調査客体

全国 48 か所の地域生活定着支援センター

c. 調査実施方法

Google フォームを通してアンケートを投げかけ、回答を収集（質問内容は巻末の資料編参照）

d. 実施した調査と回答数・回答率

実態調査名	回答率（%）
ア．居住支援と地域生活定着支援センターとの連携に係る効果的な支援ネットワークの構築についての実態調査（対象者個票）	85.4 41/48 センター
イ．居住支援と地域生活定着支援センターとの連携に係る効果的な支援ネットワークの構築についての実態調査（センター個票）	89.5 43/48 センター
ウ．重層的支援体制整備事業ほか各種の官民協働の会議体と地域生活定着支援センターとの連携に係る効果的な支援ネットワークの構築についての実態調査（センター個票）	75.0 36/48 センター

２－２．実態調査実施結果

調査結果は成果物として「実態調査及びヒアリング報告書」にまとめた（別冊の当該成果物参照）。

２－３．実態調査の結果分析（考察）

「居住支援と地域生活定着支援センターとの連携に係る効果的な支援ネットワークの構築についての実態調査（対象者個票）」では、それまで把握できていなかった、居宅系の帰住地（自宅・アパート・公営住宅等）に帰住した定着支援センターの支援対象者の属性（特別調整や被疑者等支援業務等といった依頼カテゴリごとの人数や、帰住先種別の内訳等）が明らかとなった。また、この結果を基に、定着支援センターがこうした支援対象者を支援する際に留意すべきポイントやプロセスを考察して視覚化する必要性が見出された。

上記の実態調査（対象者個票）の結果は、「居住支援と地域生活定着支援センターとの連携に係る効果的な支援ネットワークの構築についての実態調査（センター個票）」及び「重層的支援体制整備事業ほか各種の官民協働の会議体と地域生活定着支援センターとの連携に係る効果的な支援ネットワークの構築についての実態調査（センター個票）」と組み合わせて分析したところ、各地の定着支援センターが居住支援協議会や居住支援に関する団体だけでなく、自立支援協議会等、地域の福祉施策の実務を担う「各種会議体」とも連携できていない実態が改めて浮き彫りとなった。調査の結果から、その背景として以下のことが考えられた。

①居住支援に関する団体との連携について、現時点では、居住支援協議会よりも居住支援法人との連携が主であること

②定着支援センターの支援対象者の多くを「定着支援センターの支援は希望するが、具体的な福祉サービスは希望しない/福祉サービスの利用要件に適合しない」者が占めており、そのことが定着支援センターが各種会議体と連携する動機付けを弱めている可能性があること

③そのような動機付けの弱さゆえに、定着支援センターが居住支援協議会や各種会議体へアプローチする際の手法が分からず、そのために連携が進んでいない可能性があること

上記のような実態や可能性を踏まえると、連携構築のアプローチに関する「気付き」や「手がかり」が可視化されれば、両者の連携が促進されるのではないかと推測された。

これらの分析・考察を踏まえて作成し、成果物「実態調査及びヒアリング報告書」に盛り込んだのが、下記の図表１「各支援段階において取り組むべき業務」である。この考察結果を活用して、全国の定着支援センターが、職員の業務経験年数等の要素に左右されず、一定水準以上の支援の質を確保できるようになることが期待される。

なお、連携構築のアプローチに関する「気付き」や「手がかり」に係る成果物については、ヒアリングの結果も踏まえて、第３章において提示する。

図表 1. 各支援段階において取り組むべき業務

<table>
<tr><th>依頼カテゴリ</th><th>コーディネート業務
（刑事施設等からの帰住調整）</th><th>フォローアップ業務①
（中間施設からの帰住調整）</th><th>フォローアップ業務②
（居宅系帰住地へ移行後の支援）</th></tr>
<tr><td>出口支援</td><td>□ 多様な特性の対象者の受け入れができるよう、定着支援センターは保護観察所等と協働して、さまざまな種類の社会福祉施設に自立準備ホーム登録の周知を図ること</td><td rowspan="2">□ 対象者の生活能力をアセスメントし、適切な福祉サービス等の利用調整を図ること
□ 各種協議会との連携体制構築を進める等、地域に帰住した後のチーム支援の体制を作ること
□ 具体的な福祉サービスの利用につながらない対象者については、各種協議会と連携して支援方策を検討すること</td><td rowspan="2">□ 各種協議会との連携を軸とした、チーム支援体制を構築すること
□ 必要に応じ、在宅における更生緊急保護や更生保護施設の訪問支援といったアウトリーチ支援を活用すること</td></tr>
<tr><td>入口支援</td><td>□ 多様な特性の対象者の受け入れができるよう、定着支援センターは保護観察所等と協働して、さまざまな種類の社会福祉施設に自立準備ホーム登録の周知を図ること
□ 被疑者等支援業務を活用してスムーズな中間施設（更生保護施設・自立準備ホーム等）への移行を図るため、定着支援センターは検察庁、保護観察所、弁護士会等との関係性構築に努めること</td></tr>
</table>

第３章　ヒアリング

３－１．ヒアリング実施概要

実態調査の結果等も踏まえ、調査・検討委員会と WT②で議論・具体化された質問項目を用い、「居住支援協議会・居住支援に関する団体」「自立支援協議会」、「地域ケア会議」、「重層的支援体制整備事業」、「地域再犯防止推進協議会」のカテゴリごとに、定着支援センターと居住支援協議会、自立支援協議会といった「各種会議体」との連携が円滑に行えている全国の各団体に対し、下記の要領によりヒアリングを実施した。

a. ヒアリング実施期間

令和 6 年 1 月 16 日（火）～令和 6 年 2 月 14 日（水）

b. ヒアリング実施客体

全 11 団体（詳細は下記「d.ヒアリング実施スケジュール」参照）

c. ヒアリング実施方法

半構造化された質問紙（質問内容は巻末の資料編参照）を用い、Zoom によるオンライン実施（愛知県豊田市のみ対面とオンラインのハイブリッド形式）

d. ヒアリング実施スケジュール

会議体	日時	ヒアリング先
居住支援協議会 居住支援に関する団体	令和6年1月18日（木）	大牟田市居住支援協議会
	令和6年1月22日（月）	NPO法人ワンファミリー仙台
	令和6年2月7日（水）	奈良県社会福祉協議会
		社会福祉法人やすらぎ会
	令和6年2月14日（水）	奈良県住まいまちづくり課
		奈良県地域生活定着支援センター
自立支援協議会	令和6年1月24日（水）	新潟市障がい者地域自立支援協議会
		北海道地域生活定着支援札幌センター
	令和6年1月25日（木）	旭川市自立支援協議会
地域ケア会議	令和6年1月16日（火）	栃木県地域生活定着支援センター
重層的支援体制整備事業	令和6年1月23日（火）	愛知県豊田市役所 地域包括ケア企画課・福祉総合相談課
地方再犯防止推進協議会		

３－２．ヒアリング実施結果

ヒアリング結果は成果物として「実態調査及びヒアリング報告書」にまとめた（別冊の当該成果物参照）。

３－３．ヒアリングの結果分析（考察）

定着支援センターと、居住支援協議会や居住支援に関する団体、各種会議体との連携が円滑に行えている各団体にヒアリングを実施し、その内容からそれぞれに共通する要素を抽出した。その結果、連携構築は基本的に、①導入期、②成長期、③成熟期の３つの段階を踏みながら進んでいくものと考えられた。そして、各段階において定着支援センターが取り組むべき事項を視覚化することが、これから連携構築に着手する定着支援センターにとって有益な「手がかり」となるのではないかと考えられた。

その「手がかり」として、ヒアリングの結果だけでなく実態調査の結果分析も踏まえ、連携構築における①導入期、②成長期、③成熟期のそれぞれの段階において、定着支援センターが取り組むべき事項を具体的にまとめる必要が見出され、成果物として「実態調査及びヒアリング報告書」に収録したのが、下記の図表 2-①及び 2-②「連携構築のチェックポイント」である。

このチェックポイントを活用することで、各定着支援センターは、自センターが現在どの段階にあるか、そして連携構築の過程でどのような事項に取り組めばよいかを視覚的に把握することができる。ヒアリングの結果をまとめ、同じく「実態調査及びヒアリング報告書」に収録した「官民協働のプラットフォームを活用した定着支援センターとの連携事例」（好取組）もまた、居住支援協議会や居住支援に関する団体、各種会議体に対して具体的なアプローチを行う際の手助けとなる。これらを通じて、まだこれらの団体や会議体との連携実績が多くない定着支援センターにおいても、連携構築に向けて円滑に関係性づくりを図っていくことが期待される。

図表２－①．連携構築のチェックポイント（居住支援活用のためのチェックポイント）

居住支援活用のためのチェックポイント

フェーズⅠ：導入期

- □ 住宅探しをしたいが、どこに相談したらよいかわからない
- ☞ 自治体が公表する「居住支援法人」のリストや住宅窓口を検索してまずは連絡
- □ 居住支援法人や住宅窓口に連絡を取った際、どういう話をすればよいかわからない
- ☞ 下記【ポイント】参照
- □ 自治体の「住宅課」と連携を図りたいが、どうしたらよいかわからない
- ☞ 研修等を企画し講師を打診
- □ 悩んだら、会いに行くを基本に！ …etc.

フェーズⅡ：成長期

- □ 居住支援法人と実際にケース支援を行う
- ☞ 物件探し、緊急連絡先確保、入居後のトラブル対応、死後事務、初期費用や定期収入の確保、各種同行支援等を分担
- ☞ 中間施設（更生保護施設・自立準備ホーム等）を活用すると、アセスメント、物件の内覧、身分証作成等が容易
- ☞ ケースがない場合は、事例検討等を企画することも有効
- □ 見えてきた課題を居住支援協議会等で検討し次に繋げる
- ☞ 緊急連絡先確保、入居の初期費用確保、定期収入確保、入居後のトラブル対応、死後事務等の役割分担に着目 …etc.

フェーズⅢ：成熟期

- □ 入居後に地域を巻き込み、地域との役割分担を明確化
- ☞ 住所を置く＝その地域の住民＝地域を巻き込みやすい
- □ 持続可能な仕組みへ
- ☞ 居住支援法人同士で活用している「入居相談シート」等の様式があれば、活用して輪の中に入っていく
- ☞ 居住支援協議会員等に向け定着支援センター主催の研修会を開く等、関係性の維持・拡大に注力
- □ 刑務所等、日頃センターが繋がっている機関への参観等を企画することも有効 …etc.

～ポイント：居住支援法人や住宅窓口に相談する際は“Give＆Take”で～

- ・緊急連絡先確保、入居の初期費用（敷金・礼金等）確保、定期収入（生活保護、年金収入、就労収入等）確保、入居後のトラブル対応、死後事務等の「大家が感じるリスク」を、居住支援法人等の地域のプレーヤーと一緒に分散していく気持ちで
- ・定着支援センターが積極的にフォローする（不動産同行、役所手続、入居時の立会い、福祉サービスへの繋ぎ、入居後の訪問等、居住支援法人・大家に“Give”する）姿勢を伝える

図表２－②．連携構築のチェックポイント（官民協働・多機関連携のためのチェックポイント）

官民協働・多機関連携のためのチェックポイント

フェーズⅠ：導入期

- □ 都道府県には居住支援協議会が設置されているので、まず都道府県担当課へ出向いてみる
- ☞ ここで市町村の状況を聞いたり、市町村や居住支援法人のキーマンに繋いでもらう
- □ 市町村の居住支援協議会担当課や、居住支援法人に出向いてみる
- ☞ 出向く、足で稼ぐことが効果大
- □ 他の定着支援センターにもノウハウを聞いてみる、あるいは実際に出向いてみる
- ☞ 本テキストをご活用ください！ …etc.

フェーズⅡ：成長期

- □ 地域主体のプロジェクトに能動的に巻き込まれていく
- ☞ 「重層が熱い地域」、「障害福祉が熱い地域」等、「何がホットな地域か」は地域によって異なる
- ☞ 「ホットな地域」や「事例の多い地域」から取組を進める等、戦略性も必要
- ☞ 「地域づくり」を担う機関（重層窓口、障害者基幹相談支援センター、地域包括支援センター等）とも連絡を取り、地域の社会資源の情報を聞いたり、ケースの課題を質問したりする等、「その地域全体の課題を解決するための連携」も図る意識を持つ …etc.

フェーズⅢ：成熟期

- □ 定着支援センターも地域のプロジェクトの一員になる
- ☞ 日頃から地域の側が連携を図っている団体と「顔の見える関係」を構築。「ゲスト」ではなく「いつものメンバー」と感じてもらう
- □ 持続可能な仕組みへ
- ☞ 都道府県が作成した定着支援センターに関する各市町村担当者名簿を一緒に更新する
- □ 刑務所等、日頃センターが繋がっている機関への参観等を企画することも有効 …etc.

～ポイント：定着支援センターが地域に“Give”できる“ウリ”とは～

- ・気軽な相談相手になるためには、まず窓口に行って、自治体で課題となるようなことを聞き、センターで一緒に取り組めることや、センターの知見から助言できることを提示する
  それを切り口に、足を運んだり、研修を企画したりができそうなキーマンや、地域の資源の情報を入手する。…etc.

第４章　圏域別ブロック研修

４－１．圏域別ブロック研修実施概要

共通のテーマとして「居住支援との連携や、官民協働の会議体との連携に係る好事例・好取組等の周知啓発」を掲げ、圏域別ブロックごとに研修を企画・実施した。

上記の共通テーマに加えて、定着支援センター業務の理解促進と各圏域別ブロック内におけるネットワーク構築や受け入れ促進のため、講演やシンポジウム、実践報告等を中心に研修を開催した。

実施状況は以下の「a.研修実施期間」及び「b.圏域別ブロック研修実施状況」のとおりである。

a. 研修実施期間

令和 5 年 12 月 7 日（木）～令和 6 年 3 月 6 日（水）

b. 圏域別ブロック研修実施状況

圏域	主催定着支援センター	日時	開催方式	参加人数
北海道・東北	青森県	令和6年3月6日（水）	オンライン（Zoom）	105名
巻頭・甲信越	栃木県	令和5年12月7日（木）	オンライン（Zoom）	240名
東海・北陸	福井県	令和5年12月19日（火）	オンライン（Zoom）	116名
近畿	滋賀県	令和6年2月9日（金）	対面（集合）	30名
中国・四国	愛媛県	令和5年12月12日（火）	対面（集合）	55名
		令和5年12月13日（水）		39名
九州	佐賀県	令和6年2月8日（木）	対面（集合）	223名
		令和6年2月9日（金）		58名

４－２．圏域別ブロック研修の内容

圏域別ブロック研修の資料は成果物として「圏域別ブロック研修資料」にまとめた（別冊の当該成果物参照）。

４－３．圏域別ブロック研修の結果分析（考察）

「居住支援との連携や、官民協働の会議体との連携に係る好事例・好取組等の周知啓発」という共通テーマに加えて、定着支援センター業務の理解促進と各圏域別ブロック内におけるネットワーク構築や受け入れ促進のため、各圏域別ブロックの事情に応じ、講演やシンポジウム、実践報告等を中心に研修を開催した。このことにより、各圏域別ブロックにおける関係機関への普及啓発とともに、ネットワークの構築及び強化の素地が形成された。

第５章　本調査研究事業に係る報告会

５－１．本調査研究事業に係る報告会実施概要

令和 6 年 3 月 27 日（水）10：00～12：00、オンライン（Zoom）により、全国の定着支援センター向けに本調査研究事業の結果を報告するための報告会を開催した。

５－２．本調査研究事業に係る報告会の内容

当日はPowerPointに「実態調査及びヒアリング報告書」の内容を要約して報告を行った。当該資料は「本調査研究事業の成果に係る「報告会」資料」として製本し、「実態調査及びヒアリング報告書」「県域別ブロック研修　資料」とともに成果物として厚生労働省に提出した（別冊の当該成果物参照）。

５－３．本調査研究事業に係る報告会の結果分析（考察）

180 ページを超える「実態調査及びヒアリング報告書」のポイントを簡潔に説明したことで、事業の結果がわかりやすく全国の定着支援センターに伝わったものと思われる。

併せて、当該報告会では、実態調査やヒアリングの実務を担当した「調査・検討委員会」委員やヒアリング先となった定着支援センターより、本調査研究事業を終えての所感の表明や、具体的な官民連携の取り組み状況についての報告等があった。限られた時間の中で、データや書面だけでは分からない、実践的立場からの「生の声」を聴くことで、本調査研究事業の結果に対する各定着支援センターの理解がより深まった実感を得られた。そのことを裏付けるかのように、報告会終了後、事務局に対して「参加してよかった。ぜひ圏域内での会議で、もっと周知していきたい」という意見が参加した定着支援センターから寄せられた。

第６章　総括

第２章「実態調査」の「２－１．実態調査実施概要」に掲げた３つの実態調査（以下、「お「３つの実態調査」という。）から報告会までを含む本調査研究事業の成果は、大きく次の３点に集約されるのではないかと考える。

①定着支援センターが支援する罪を犯した障害者・高齢者のうち、自宅・アパート・公営住宅等の居宅系の帰住地に帰住した者の実態（属性）を明らかにしたこと

厚生労働省が毎年度実施している「地域生活定着促進事業実施状況調べ」の結果によれば、定着支援センターが支援する支援対象者の帰住先として「自宅・アパート・公営住宅等」の群は、「更生保護施設・自立準備ホーム」「グループホーム」に次いで３番目に多い（更生保護施設や自立準備ホームは居住期間に限りがある中間的な帰住地なので、そうした制約のない帰住地としては２番目）。ところが、具体的に「自宅」「アパート」「公営住宅」それぞれにどのくらいの人数が帰住していて、その人たちがどんな属性（特別調整対象者なのか、被疑者等支援業務対象者なのか等）を有しているのかといった実態は、地域生活定着促進事業が開始されて以来、明らかでなかった。本調査は、令和３年度と令和４年度の２年間に範囲を限定した調査ではあるものの、これらの実態の把握に初めて踏み込んだ調査であり、「自宅・アパート・公営住宅等」に帰住した支援対象者の支援のあり方を考える上で重要な検討材料を提供するものであるといえる。具体的には第２章「２－３．実態調査の結果分析（考察）」に掲げた図表１「各支援段階において取り組むべき業務」にもまとめているが、本調査結果からは、以下のことが示唆された。

①出口支援のコーディネート業務において、多様な特性の対象者の受け入れが可能なよう、定着支援センターが保護観察所等と協働し、さまざまな種類の社会福祉施設に対して自立準備ホームの登録について周知を図ることの重要性

②入口支援のコーディネート業務において、特に被疑者等支援業務を活用して支援対象者をスムーズに更生保護施設や自立準備ホーム等に移行させるため、上記の①に加え、定着支援センターが検察庁、保護観察所、弁護士会等との連携構築に努めることの意義

③出口支援・入口支援双方のフォローアップ業務において、a）更生保護施設・自立準備ホーム等からの帰住調整、b）自宅・アパート・公営住宅等に帰住した後の支援の各段階で、以下のような支援を行うことの重要性

a）更生保護施設・自立準備ホーム等からの帰住調整

・対象者の生活能力をアセスメントし、適切な福祉サービス等の利用調整を図ること

・各種協議会との連携体制構築を進める等、地域に帰住した後のチーム支援の体制を作ること

・具体的な福祉サービスの利用につながらない対象者については、各種協議会と

連携して支援方策を検討すること

b）自宅・アパート・公営住宅等に帰住した後の支援

・各種協議会との連携を軸とした、チーム支援体制を構築すること

・必要に応じ、在宅における更生緊急保護や更生保護施設の訪問支援といったアウトリーチ支援を活用すること

②定着支援センターによる支援対象者への支援における「官民協働・多機関連携」の重要性を明らかにし、その実現のための手 がかりを視覚化したこと

３つの実態調査、とりわけ２つの「センター個票」の調査を通じて、定着支援センターが地域の居住支援協議会や居住支援に関する団体、自立支援協議会をはじめとした各種会議体と連携できていないことが改めて浮き彫りとなった。中間的でない帰住地として「自宅・アパート・公営住宅等」に帰住した支援対象者がグループホームに次いで 2 番目に多いにもかかわらず、地域の資源と連携した支援が行えていない背景として、定着支援センターの側において、こうした協議会等との連携の手法が分からないために連携が進んでいない可能性が調査結果から示唆された。このような結果を踏まえて、好事例・好取組のヒアリング結果も基に、連携構築のチェックポイントを視覚化したことは、各定着支援センターの実務において有益であると考えられる。同チェックポイントは「①導入期、②成長期、③成熟期」の３段階に分かれているので、既に連携構築に着手している定着支援センターにとってはもちろん、これから着手しようという定着支援センターにとっても、最初に何から取り組み、どのようなプロセスを辿って連携構築を進めてゆけばよいかが明確に示されているからである。

③定着支援センターが、居住支援協議会や居住支援に関する団体、各種会議体に対して現状を周知し、これらの社会資源を巻き込んだ連携体制を構築する契機となったこと

圏域別ブロック研修は、各地域における居住支援に係る取り組みや定着支援センターと関係機関との連携の好事例・好取組が周知されるとともに、連携と協働をテーマにした研修プログラムは、パネリストの参画、関係機関の受講により定着支援センターが関係機関とつながる一つの「場」として機能した。居住支援協議会や居住支援に関する団体、各種会議体と定着支援センターとの連携が十分には行われていない現状が実態調査で明らかとなる中で、こうした連携作りの機会を設定できたことは有意義であり、今後関係機関との協働関係の構築をさらに促進させてゆく必要性を共有した。

同じ意味で、本調査研究事業に係る報告会が果たした役割も大きい。短い時間の報告ではあったが、調査研究事業を概括し、今後の多機関協働時代における定着支援センターの役割などが俯瞰されたこと、特に業務の拡大に伴い関係機関とのチーム力の形成の重要性などが確認された。終了後、報告会に参加した各地の定着支援センターから当法人の事務局へ「地域の支援関係者向けの説明に報告資料を活用したい」という声が寄せられたことから

して、定着支援センターが主体的に連携構築を進展させていきたいという意気込みがうかがえた。

総括

以上３点の成果を踏まえて、本調査研究事業は、定着支援センターが居住支援協議会や居住支援を行う団体、各種会議体と連携構築を進めていくうえで有用なものであったと結論することができる。

今後検討すべき課題

加えて、改正社会福祉法（令和２年）により「包括的な支援体制の整備」が自治体の努力義務となったことに伴い、連携協働、チーム支援体制の構築が求められているものの、都道府県域のレイヤーの会議体、市町村域のレイヤーの会議体への参画と各ネットワークの形成が十分ではないという課題が示された。このことに対する今後の取り組みとしては、本調査研究事業で示した「連携構築のチェックポイント」を検証し、ロジックモデルによる指標へとブラッシュアップさせてゆくことだと考える。

さらに、支援対象者のうち、福祉サービスを希望しない、あるいは福祉サービスの利用要件に適合しない者へのアプローチ、支援対象の割合が高くなっている精神保健に課題を有する者や精神障害者へのアプローチ等、連携協働の必要性や重要性がますます高くなっていることが示唆された調査研究事業であり、地域生活定着促進事業の当面の課題としても共有しておきたい。

資料編

実態調査関係資料

居住支援と地域生活定着支援センターとの連携に係る効果的な支援ネットワークの構築についての実態調査（対象者個票）質問・回答選択肢一覧

０．センター名についてご回答ください（※「愛知」「長崎」等で可）。

センター名を回答

０－②．当該支援対象者について、貴センターにおける管理番号を入力ください（調査対象者に紛れがないように固有の番号を振るという意味です）。

各センターの管理番号を回答

１．対象者の依頼カテゴリについて選んでください。

特別調整・一般調整・被疑者等支援業務・相談支援業務（出口支援）・相談支援業務（入口支援）

２．対象者の性別について選んでください。

男性・女性

３．　対象者の相談時年齢についてご回答ください。

対象者の相談時年齢を回答

４．（令和 3 年度に支援終了した対象者）令和 4 年 3 月 31 日現在における、支援対象者の支援状況について選んでください。

終了（地域定着）・終了（支援辞退）・終了（再販再入所）・終了（所在不明）・ 終了（その他の支援困難自由）

４－②．（令和 4 年度に支援終了した対象者又は同年度末で支援継続中の対象者）令和 5 年 3 月 31 日現在における、対象者の支援状況について選んでください。

終了（地域定着）・終了（支援辞退）・終了（再販再入所）・終了（所在不明）・ 終了（その他の支援困難自由）

５．（令和 3 年度に支援終了した対象者）令和 4 年 3 月 31 日現在における、対象者の帰住先について選んでください。

自宅（持ち家） 借家（新規契約・戸建て） 借家（新規契約・アパート） 借家（直近入居先：戸建て） 借家（直近入居先・アパート） 公営住宅（都道府県） 公営住宅（市区町村） 居住支援法人管理の登録住宅（住宅セーフティネット制度に登録している住宅） 居住支援法人以外が管理する登録住宅（住宅セーフティネット制度に登録している住宅） 居住支援法人管理のセーフティネット住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅） 居住支援法人以外が管理するセーフティネット住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅）

５－②．（令和 4 年度に支援終了した対象者又は同年度末で支援継続中の対象者）令和 5 年 3 月 31 日現在における、対象者の帰住先について選んでください。

自宅（持ち家） 借家（新規契約・戸建て） 借家（新規契約・アパート） 借家（直近入居先：戸建て） 借家（直近入居先・アパート） 公営住宅（都道府県） 公営住宅（市区町村） 居住支援法人管理の登録住宅（住宅セーフティネット制度に登録している住宅） 居住支援法人以外が管理する登録住宅（住宅セーフティネット制度に登録している住宅） 居住支援法人管理のセーフティネット住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅） 居住支援法人以外が管理するセーフティネット住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅）

６．　対象者の認知症の有無について選んでください。

認知症あり・認知症疑い・認知症なし

７．　対象者の身体障害の有無について選んでください。

身体障害あり・身体障害疑い・身体障害なし

７－②.（身体障害が「あり」の場合）該当する障害について選んでください。

肢体不自由・視覚障害・嗅覚障害・聴覚障害・内部疾患

８．対象者の知的障害の有無について選んでください。

知的障害あり・知的障害疑い・知的障害なし

８－②.（知的障害が「あり」の場合）該当する障害の程度について選んでください。

軽度・中等度・重度・最重度

９．　対象者の精神障害の有無について選んでください。

精神障害あり・精神障害疑い・精神障害なし

９－②.（精神障害が「あり」の場合）該当する疾病について選んでください（ICD10 を基に回答選択肢を作成）。

器質性精神障害・アルコール使用による障害・覚醒剤等の違法薬物使用による障害・ 統合失調症・気分障害（うつ病含む）・神経症性障害・パーソナリティ障害・その他

１０．　対象者の発達障害の有無について選んでください。

発達障害あり・発達障害疑い・発達障害なし

１０－②.（発達障害が「あり」の場合）該当する疾病について選んでください（ICD10 を基に回答選択肢を作成）。

自閉症・多動性障害・アスペルガー症候群・その他の広汎性発達障害・ 詳細不明の広汎性発達障害・その他

１１．対象者の要介護認定の有無について選んでください。

要介護認定あり・要介護認定なし（申請していない）・要介護認定なし（申請したが非該当）・ 要介護認定なし（65 歳未満）

１１－②.（要介護認定が「あり」の場合）該当する等級を選んでください。

要支援１・要支援２・要介護１・要介護２・要介護３・要介護４・要介護５

１２．　対象者の罪名について選んでください。未遂のある罪名については未遂も含みます（複数回答可）。

窃盗・詐欺・強制わいせつ・覚醒剤取締法違反・暴行障害・放火・住居侵入/建造物侵入・ 器物破損/器物損壊・銃刀法違反・道路交通法違反・殺人・強盗・恐喝・公務執行妨害・横領・ 虞犯・その他

１３.（特別調整・一般調整対象者）協力等依頼の受理時を起点にお聞きします。矯正施設入所前に生活していた居住形態について選んでください。

自宅（持ち家） 借家（新規契約・戸建て） 借家（新規契約・アパート） 借家（直近入居先：戸建て） 借家（直近入居先・アパート） 公営住宅（都道府県） 公営住宅（市区町村） 居住支援法人管理の登録住宅（住宅セーフティネット制度に登録している住宅） 居住支援法人以外が管理する登録住宅（住宅セーフティネット制度に登録している住宅） 居住支援法人管理のセーフティネット住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅）

居住支援法人以外が管理するセーフティネット住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅）
障害者支援施設
障害者グループホーム
病院
生活保護施設
日常生活支援住居施設
サービス付き高齢者向け住宅
小規模多機能型居宅介護施設
認知症グループホーム
養護老人ホーム
有料老人ホーム
特別養護老人ホーム
無料定額宿泊所
簡易宿泊所
その他

１４．（相談支援（出口支援））相談依頼（出口支援）の受理時を起点にお聞きします。 矯正施設入所前に生活していた居住形態について選んでください。

自宅（持ち家）
借家（新規契約・戸建て）
借家（新規契約・アパート）
借家（直近入居先：戸建て）
借家（直近入居先・アパート）
公営住宅（都道府県）
公営住宅（市区町村）
居住支援法人管理の登録住宅（住宅セーフティネット制度に登録している住宅）
居住支援法人以外が管理する登録住宅（住宅セーフティネット制度に登録している住宅）
居住支援法人管理のセーフティネット住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅）
居住支援法人以外が管理するセーフティネット住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅）
障害者支援施設
障害者グループホーム
病院
生活保護施設
日常生活支援住居施設
サービス付き高齢者向け住宅
小規模多機能型居宅介護施設
認知症グループホーム
養護老人ホーム
有料老人ホーム
特別養護老人ホーム
無料定額宿泊所
簡易宿泊所
その他

１５．（被疑者等支援業務）支援協力依頼の受理時を起点にお聞きします。 逮捕勾留前に生活していた居住形態について選んでください。

自宅（持ち家）
借家（新規契約・戸建て）
借家（新規契約・アパート）
借家（直近入居先：戸建て）
借家（直近入居先・アパート）
公営住宅（都道府県）
公営住宅（市区町村）
居住支援法人管理の登録住宅（住宅セーフティネット制度に登録している住宅）
居住支援法人以外が管理する登録住宅（住宅セーフティネット制度に登録している住宅）
居住支援法人管理のセーフティネット住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅）
居住支援法人以外が管理するセーフティネット住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅）

障害者支援施設 障害者グループホーム 病院 生活保護施設 日常生活支援住居施設 サービス付き高齢者向け住宅 小規模多機能型居宅介護施設 認知症グループホーム 養護老人ホーム 有料老人ホーム 特別養護老人ホーム 無料定額宿泊所 簡易宿泊所 その他

１６.（相談支援（入口支援））相談依頼（出口支援）の受理時を起点にお聞きします。 逮捕勾留前に生活していた居住形態について選んでください。

自宅（持ち家） 借家（新規契約・戸建て） 借家（新規契約・アパート） 借家（直近入居先：戸建て） 借家（直近入居先・アパート） 公営住宅（都道府県） 公営住宅（市区町村） 居住支援法人管理の登録住宅（住宅セーフティネット制度に登録している住宅） 居住支援法人以外が管理する登録住宅（住宅セーフティネット制度に登録している住宅） 居住支援法人管理のセーフティネット住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅） 居住支援法人以外が管理するセーフティネット住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅） 障害者支援施設 障害者グループホーム 病院 生活保護施設 日常生活支援住居施設 サービス付き高齢者向け住宅 小規模多機能型居宅介護施設 認知症グループホーム 養護老人ホーム 有料老人ホーム 特別養護老人ホーム 無料定額宿泊所 簡易宿泊所 その他

１７.（令和 3 年度に支援終了した対象者）出所（釈放）から令和 4 年 3 月 31 日までの生活期間について選んでください。

※令和 4 年 3 月 31 日より前に支援終了した対象者については、支援終了日

１年未満・１年以上２年未満・２年以上３年未満・３年以上

１８.（令和 4 年度に支援終了した対象者又は同年度末で支援継続中の対象者）出所（釈放）から令和 5 年 3 月 31 日までの生活期間について選んでください。

※令和 5 年 3 月 31 日より前に支援終了した対象者については、支援終了日

１年未満・１年以上２年未満・２年以上３年未満・３年以上

１９.（令和 3 年度に支援終了した対象者についてご回答ください）令和 4 年 3 月 31 日現在で把握している帰住地へ移行した際のプロセスにおいて、何らかの中間施設を経由しましたか。

はい・いいえ（釈放後直接）・令和４年度に支援継続中・支援終了した対象者である

１９－②．令和 4 年 3 月 31 日現在で把握している帰住地へ移行するまでの転居回数について選んでください。

転居１回・転居２回・転居３回・転居４回・転居５回以上

１９－③－①．令和 4 年 3 月 31 日現在で把握している帰住地へ移行するまでの転居について、1 回目の転居はどこからしましたか。

更生保護施設経由
自律準備ホーム経由
障害者支援施設経由
障害者グループホーム経由
病院経由
生活保護施設経由
日常生活支援住居施設経由
サービス付き高齢者向け住宅経由
小規模多機能型居宅介護施設経由
認知症グループホーム経由
養護老人ホーム経由
有料老人ホーム経由
特別養護老人ホーム経由
無料定額宿泊所経由
簡易宿泊所経由
その他

１９－③－①．1 回目の転居の理由について主なものを１つ選んでください。

対象者の生活能力をアセスメントするため
居宅系帰住地への段階的な移行に向けたステップアップのため
対象者に医療的なケアが必要だったため
対象者が希望した居宅系帰住地が、物理的・権利的な問題で住める状況になかったため
対象者が転居を主張したため
対象者が対人トラブルから転居を余儀なくされたため
その他

１９－③－②．2 回目の転居はどこからしましたか。

更生保護施設経由
自律準備ホーム経由
障害者支援施設経由
障害者グループホーム経由
病院経由
生活保護施設経由
日常生活支援住居施設経由
サービス付き高齢者向け住宅経由
小規模多機能型居宅介護施設経由
認知症グループホーム経由
養護老人ホーム経由
有料老人ホーム経由
特別養護老人ホーム経由
無料定額宿泊所経由
簡易宿泊所経由
その他

１９－③－②．2 回目の転居の理由について主なものを１つ選んでください。

対象者の生活能力をアセスメントするため
居宅系帰住地への段階的な移行に向けたステップアップのため
対象者に医療的なケアが必要だったため
対象者が希望した居宅系帰住地が、物理的・権利的な問題で住める状況になかったため
対象者が転居を主張したため
対象者が対人トラブルから転居を余儀なくされたため

その他

１９－③－③．３回目の転居はどこからしましたか。

更生保護施設経由 自律準備ホーム経由 障害者支援施設経由 障害者グループホーム経由 病院経由 生活保護施設経由 日常生活支援住居施設経由 サービス付き高齢者向け住宅経由 小規模多機能型居宅介護施設経由 認知症グループホーム経由 養護老人ホーム経由 有料老人ホーム経由 特別養護老人ホーム経由 無料定額宿泊所経由 簡易宿泊所経由 その他

１９－③－③．３回目の転居の理由について主なものを１つ選んでください。

対象者の生活能力をアセスメントするため 居宅系帰住地への段階的な移行に向けたステップアップのため 対象者に医療的なケアが必要だったため 対象者が希望した居宅系帰住地が、物理的・権利的な問題で住める状況になかったため 対象者が転居を主張したため 対象者が対人トラブルから転居を余儀なくされたため その他

１９－③－④．４回目の転居はどこからしましたか。

更生保護施設経由 自律準備ホーム経由 障害者支援施設経由 障害者グループホーム経由 病院経由 生活保護施設経由 日常生活支援住居施設経由 サービス付き高齢者向け住宅経由 小規模多機能型居宅介護施設経由 認知症グループホーム経由 養護老人ホーム経由 有料老人ホーム経由 特別養護老人ホーム経由 無料定額宿泊所経由 簡易宿泊所経由 その他

１９－③－④．４回目の転居の理由について主なものを１つ選んでください。

対象者の生活能力をアセスメントするため 居宅系帰住地への段階的な移行に向けたステップアップのため 対象者に医療的なケアが必要だったため 対象者が希望した居宅系帰住地が、物理的・権利的な問題で住める状況になかったため 対象者が転居を主張したため 対象者が対人トラブルから転居を余儀なくされたため その他

１９－③－⑤．5 回目の転居はどこからしましたか。

更生保護施設経由
自律準備ホーム経由
障害者支援施設経由
障害者グループホーム経由
病院経由
生活保護施設経由
日常生活支援住居施設経由
サービス付き高齢者向け住宅経由
小規模多機能型居宅介護施設経由
認知症グループホーム経由
養護老人ホーム経由
有料老人ホーム経由
特別養護老人ホーム経由
無料定額宿泊所経由
簡易宿泊所経由
その他

１９－③－⑤．5 回目の転居の理由について主なものを１つ選んでください。

対象者の生活能力をアセスメントするため
居宅系帰住地への段階的な移行に向けたステップアップのため
対象者に医療的なケアが必要だったため
対象者が希望した居宅系帰住地が、物理的・権利的な問題で住める状況になかったため
対象者が転居を主張したため
対象者が対人トラブルから転居を余儀なくされたため
その他

１９－②．（「釈放後直接」を選択した場合）
釈放後直接に居宅系帰住地へ移行した理由について、主なものを１つ選んでください。

帰住することのできる場所があったため
対象者本人が希望したため
中間施設への帰住を調整したが、受け入れが難しかったため
その他

２０．（令和 4 年度に支援終了した対象者又は同年度末で支援継続中の対象者についてご回答ください）
令和 5 年 3 月 31 日現在で把握している帰住地へ移行した際のプロセスにおいて、何らかの中間施設を経由しましたか。

はい・いいえ（釈放後直接）・令和３年度中に支援終了した対象者である

２０－②．令和 5 年 3 月 31 日現在で把握している帰住地へ移行するまでの転居回数について選んでください。

更生保護施設経由
自律準備ホーム経由
障害者支援施設経由
障害者グループホーム経由
病院経由
生活保護施設経由
日常生活支援住居施設経由
サービス付き高齢者向け住宅経由
小規模多機能型居宅介護施設経由
認知症グループホーム経由
養護老人ホーム経由
有料老人ホーム経由
特別養護老人ホーム経由
無料定額宿泊所経由
簡易宿泊所経由

その他

２０－③－①．令和 5 年 3 月 31 日現在で把握している帰住地へ移行するまでの転居について、1 回目の転居はどこからしましたか。

更生保護施設経由
自律準備ホーム経由
障害者支援施設経由
障害者グループホーム経由
病院経由
生活保護施設経由
日常生活支援住居施設経由
サービス付き高齢者向け住宅経由
小規模多機能型居宅介護施設経由
認知症グループホーム経由
養護老人ホーム経由
有料老人ホーム経由
特別養護老人ホーム経由
無料定額宿泊所経由
簡易宿泊所経由
その他

２０－③－①．1 回目の転居の理由について主なものを 1 つ選んでください。

対象者の生活能力をアセスメントするため
居宅系帰住地への段階的な移行に向けたステップアップのため
対象者に医療的なケアが必要だったため
対象者が希望した居宅系帰住地が、物理的・権利的な問題で住める状況になかったため
対象者が転居を主張したため
対象者が対人トラブルから転居を余儀なくされたため
その他

２０－③－②．2 回目の転居はどこからしましたか。

更生保護施設経由
自律準備ホーム経由
障害者支援施設経由
障害者グループホーム経由
病院経由
生活保護施設経由
日常生活支援住居施設経由
サービス付き高齢者向け住宅経由
小規模多機能型居宅介護施設経由
認知症グループホーム経由
養護老人ホーム経由
有料老人ホーム経由
特別養護老人ホーム経由
無料定額宿泊所経由
簡易宿泊所経由
その他

２０－③－②．2 回目の転居の理由について主なものを 1 つ選んでください。

対象者の生活能力をアセスメントするため
居宅系帰住地への段階的な移行に向けたステップアップのため
対象者に医療的なケアが必要だったため
対象者が希望した居宅系帰住地が、物理的・権利的な問題で住める状況になかったため
対象者が転居を主張したため
対象者が対人トラブルから転居を余儀なくされたため
その他

２０－③－③．３回目の転居はどこからしましたか。

更生保護施設経由
自律準備ホーム経由
障害者支援施設経由
障害者グループホーム経由
病院経由
生活保護施設経由
日常生活支援住居施設経由
サービス付き高齢者向け住宅経由
小規模多機能型居宅介護施設経由
認知症グループホーム経由
養護老人ホーム経由
有料老人ホーム経由
特別養護老人ホーム経由
無料定額宿泊所経由
簡易宿泊所経由
その他

２０－③－③．３回目の転居の理由について主なものを１つ選んでください。

対象者の生活能力をアセスメントするため
居宅系帰住地への段階的な移行に向けたステップアップのため
対象者に医療的なケアが必要だったため
対象者が希望した居宅系帰住地が、物理的・権利的な問題で住める状況になかったため
対象者が転居を主張したため
対象者が対人トラブルから転居を余儀なくされたため
その他

２０－③－④．４回目の転居はどこからしましたか。

更生保護施設経由
自律準備ホーム経由
障害者支援施設経由
障害者グループホーム経由
病院経由
生活保護施設経由
日常生活支援住居施設経由
サービス付き高齢者向け住宅経由
小規模多機能型居宅介護施設経由
認知症グループホーム経由
養護老人ホーム経由
有料老人ホーム経由
特別養護老人ホーム経由
無料定額宿泊所経由
簡易宿泊所経由
その他

２０－③－④．４回目の転居の理由について主なものを１つ選んでください。

対象者の生活能力をアセスメントするため
居宅系帰住地への段階的な移行に向けたステップアップのため
対象者に医療的なケアが必要だったため
対象者が希望した居宅系帰住地が、物理的・権利的な問題で住める状況になかったため
対象者が転居を主張したため
対象者が対人トラブルから転居を余儀なくされたため
その他

２０－③－⑤．５回目の転居はどこからしましたか。

更生保護施設経由
自律準備ホーム経由

障害者支援施設経由 障害者グループホーム経由 病院経由 生活保護施設経由 日常生活支援住居施設経由 サービス付き高齢者向け住宅経由 小規模多機能型居宅介護施設経由 認知症グループホーム経由 養護老人ホーム経由 有料老人ホーム経由 特別養護老人ホーム経由 無料定額宿泊所経由 簡易宿泊所経由 その他

２０－③－⑤．５回目の転居の理由について主なものを１つ選んでください。

対象者の生活能力をアセスメントするため 居宅系帰住地への段階的な移行に向けたステップアップのため 対象者に医療的なケアが必要だったため 対象者が希望した居宅系帰住地が、物理的・権利的な問題で住める状況になかったため 対象者が転居を主張したため 対象者が対人トラブルから転居を余儀なくされたため その他

２０－②．（「釈放後直接」を選択した場合）釈放後直接に居宅系帰住地へ移行した理由について、主なものを１つ選んでください。

帰住することのできる場所があったため 対象者本人が希望したため 中間施設への帰住を調整したが、受け入れが難しかったため その他

２１．　帰住調整において、帰住先の情報を入手した先の団体又は方法について選んでください。

不動産業者	あり	なし
自治体（都道府県）	あり	なし
自治体（市町村）	あり	なし
保護観察所	あり	なし
居住支援法人	あり	なし
相談支援事業所	あり	なし
包括支援センター	あり	なし
生活困窮者自立相談支援事業実施者（行政直営）	あり	なし
生活困窮者自立相談支援事業委託先	あり	なし
社会福祉協議会（都道府県）	あり	なし
社会福祉協議会（市区町村）	あり	なし
医療機関	あり	なし
インターネット	あり	なし
対象者の知人や友人	あり	なし
その他	あり	なし

２２．帰住調整において、連携した協議会等について選んでください。

※「連携」：当該会議体の構成員としてではなく、外部の関係者として、個別ケースの支援実務において相互に協力すること

居住支援協議会	あり	なし
自立支援協議会	あり	なし
地域ケア会議	あり	なし
重層的支援体制整備事業	あり	なし
生活困窮者支援調整会議	あり	なし

要保護児童対策地域協議会	あり	なし
都道府県再犯防止推進協議会	あり	なし
市区町村再犯防止推進協議会	あり	なし
その他民間支援の協議会・団体	あり	なし

２２－②.（２２の回答でいずれかの選択肢に「あり」と回答した場合）協議会等との連携を行うために、事前にどのような働きかけを行ったことが効果的だったかについてご回答ください。(「なし」と回答した選択肢は空欄)

協議体ごとに自由記述

２２－③.（２２の回答でいずれかの選択肢に「あり」と回答した場合）協議会等と具体的にどのような連携を行ったかについてご回答ください。(「なし」と回答した選択肢は空欄)

協議体ごとに自由記述

２３.（２２の回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合）連携しなかった理由について選んでください。(「なし」と回答した選択肢は空欄)

※協議体ごとに以下を選択

該当の資源がないため
センターからアプローチしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため
実際にケースを諮った結果、連携が難しいと判断したため
従前からの支援体制が維持されており、協議会等で早急な検討を行う必要がなかったため
その他

２４. 居宅系帰住地の選定や移行のプロセスにおいて、貴センターと伴走した機関・団体について選んでください（複数回答可）。

※「伴走」: 居宅系居住地の選定や移行のプロセスの中で、センターとともに継続的に関与すること。

居住支援法人・不動産業者・伴走した機関・団体はない

２５. ご回答者の方の感触でかまいませんので、当該対象者が居宅系帰住地へ帰住するにあたって、関係機関等との調整における困難度合いはどの程度でしたか。次から当てはまる選択肢を１つ選んでください。

困難はなかった・あまり困難はなかった・やや困難だった・困難だった

２５－②.（２５の設問で「やや困難だった」「困難だった」と回答した場合）具体的にどんな点が困難でしたか。

自由記述

２６. ご回答者の方の感触でかまいませんので、当該対象者が居宅系帰住地へ帰住するにあたって、対象者本人との関係構築や維持に関しての困難度合いはどの程度でしたか。次から当てはまる選択肢を１つ選んでください。

困難はなかった・あまり困難はなかった・やや困難だった・困難だった

２６－②.（２６の設問で「やや困難だった」「困難だった」と回答した場合）具体的にどんな点が困難でしたか。

自由記述

２７. 帰住後、支援全体のコーディネート機関として連携している協議会等について選んでください。(複数回答可)

※「連携」: 当該会議体の構成員としてではなく、外部の関係者として、個別ケースの支援実務において相互に協力すること。

居住支援協議会	あり	なし
自立支援協議会	あり	なし
地域ケア会議	あり	なし
重層的支援体制整備事業	あり	なし
生活困窮者支援調整会議	あり	なし

要保護児童対策地域協議会	あり	なし
都道府県再犯防止推進協議会	あり	なし
市区町村再犯防止推進協議会	あり	なし
その他民間支援の協議会・団体	あり	なし

２７－②.（２７の回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合）連携しなかった理由について選んでください。(「なし」と回答した選択肢は空欄)

※協議体ごとに以下を選択

該当の資源がないため
センターからアプローチしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため
実際にケースを諮った結果、連携が難しいと判断したため
従前からの支援体制が維持されており、協議会等で早急な検討を行う必要がなかったため
その他

２８．帰住後、対象者の日常生活を支援するにあたり、連携しているサービスや機関について選んでください。(複数回答可)

保護観察・更生緊急保護（保護観察所）
日中活動（一般就労）
日中活動（福祉的就労）
日中活動（地域活動支援センター）
日中活動（シルバー人材センター）
日中活動（その他民間支援の協議会・団体）
食事支援（家事援助・配食サービス）
病院受診（移動支援・通院介助）
病院受診（精神科）
病院受診（その他の診療科）
金銭管理（日常生活自立支援事業（都道府県））
金銭管理（日常生活自立支援事業（市区町村））
金銭管理（成年後見制度）
金銭管理（大家等による管理）
金銭管理（その他民間支援の協議会・団体）
余暇活動
訪問看護
生活相談（相談支援事業所）
生活相談（包括支援センター）
生活相談（その他民間支援の協議会・団体）
日常相談（自治体（都道府県））
日常相談（自治体（市町村））
日常相談（不動産業者）
日常相談（居住支援法人）
日常相談（相談支援事業所）
日常相談（包括支援センター
日常相談（その他民間支援の協議会・団体）
緊急時対応（自治体（都道府県））
緊急時対応（自治体（市町村））
緊急時対応（不動産業者）
緊急時対応（居住支援法人）
緊急時対応（相談支援事業所）
緊急時対応（包括支援センター
緊急時対応（その他民間支援の協議会・団体）
連携している機関・サービスはない

２９．帰住後の各分野における相談支援機関との連携状況について、連携している機関を選んでください（複数回答可）。

相談支援事業所・包括支援センター・生活困窮者支援調整会議・重層的支援会議・該当なし

居住支援と地域生活定着支援センターとの連携に係る効果的な支援ネットワークの構築についての実態調査（センター個票）質問・回答選択肢一覧

１．　帰住後の対象者の生活を支える上で、他機関とセンターの連携が円滑に進んでいないと、定着支援センターとして感じる業務について選んでください。（複数回答可）	入退院時の保証人/同意
	緊急時対応
	緊急連絡先登録
	金銭管理
	死後対応（残置物撤去・葬儀手続き等）
	対人関係トラブル対応
	ルール違反対応
	定期的な状況確認
	入退院手続き
	家事援助
	入居時対応
	移動支援
２．居住系帰住地へ帰住した対象者への支援について、他センターにとって参考となりうる事例があれば簡単に概要を記載してください。	自由記述
３．その他、居住支援に係る現時点における課題や問題点についてご回答ください。	自由記述

重層的支援体制整備事業ほか各種の官民協働の会議体と地域生活定着支援センターとの連携に係る効果的な支援ネットワークの構築についての実態調査（センター個票）質問・回答選択肢一覧

質問	選択肢	
0.センター名についてご回答ください（例：「愛知」「長崎」等で可）	あり	なし
1．下記の各種協議会等に**参画**したことがあるかについて選んでください。※「参画」：委員就任、オブザーバー参加の２つをいう。 [自立支援協議会（都道府県）]	あり	なし
1．下記の各種協議会等に**参画**したことがあるかについて選んでください。※「参画」：委員就任、オブザーバー参加の２つをいう。 [自立支援協議会（市町村）]	あり	なし
1．下記の各種協議会等に**参画**したことがあるかについて選んでください。※「参画」：委員就任、オブザーバー参加の２つをいう。 [地域ケア会議]	あり	なし
1．下記の各種協議会等に**参画**したことがあるかについて選んでください。※「参画」：委員就任、オブザーバー参加の２つをいう。 [重層的支援体制整備事業]	あり	なし
1．下記の各種協議会等に**参画**したことがあるかについて選んでください。※「参画」：委員就任、オブザーバー参加の２つをいう。 [生活困窮者支援調整会議]	あり	なし
1．下記の各種協議会等に**参画**したことがあるかについて選んでください。※「参画」：委員就任、オブザーバー参加の２つをいう。 [要保護児童対策地域協議会]	あり	なし
1．下記の各種協議会等に**参画**したことがあるかについて選んでください。※「参画」：委員就任、オブザーバー参加の２つをいう。 [地域再犯防止推進協議会（都道府県）]	あり	なし
1．下記の各種協議会等に**参画**したことがあるかについて選んでください。※「参画」：委員就任、オブザーバー参加の２つをいう。 [地域再犯防止推進協議会（市町村）]	あり	なし
1．下記の各種協議会等に**参画**したことがあるかについて選んでください。※「参画」：委員就任、オブザーバー参加の２つをいう。 [その他民間支援の協議会・団体]	あり	なし
2．**（１の回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合）**その理由について選んでください。**（「あり」と回答した選択肢は空欄）** [居住支援協議会（都道府県）]	該当の資源がないため	
	センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	
	実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため	
	該当するケースがないため	
2．**（１の回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合）**その理由について選んでください。**（「あり」と回答した選択肢は空欄）** [居住支援協議会（市町村）]	該当の資源がないため	
	センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	
	実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため	
	該当するケースがないため	
2．**（１の回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合）**その理由について選んでください。**（「あり」と回答した選択肢は空欄）** [自立支援協議会（都道府県）]	該当の資源がないため	
	センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	
	実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため	
	該当するケースがないため	
2．**（１の回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合）**その理由について選んでください。**（「あり」と回答した選択肢は空欄）** [自立支援協議会（市町村）]	該当の資源がないため	
	センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	
	実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため	
	該当するケースがないため	
2．**（１の回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合）**その理由について選んでください。**（「あり」と回答した選択肢は空欄）** [地域ケア会議]	該当の資源がないため	
	センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	
	実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため	
	該当するケースがないため	
2．**（１の回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合）**その理由について選んでください。**（「あり」と回答した選択肢は空欄）** [重層的支援体制整備事業]	該当の資源がないため	
	センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	
	実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため	
	該当するケースがないため	
2．**（１の回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合）**その理由について選んでください。**（「あり」と回答した選択肢は空欄）** [生活困窮者支援調整会議]	該当の資源がないため	
	センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	
	実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため	
	該当するケースがないため	
2．**（１の回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合）**その理由について選んでください。**（「あり」と回答した選択肢は空欄）** [要保護児童対策地域協議会]	該当の資源がないため	
	センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	
	実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため	
	該当するケースがないため	
2．**（１の回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合）**その理由について選んでください。**（「あり」と回答した選択肢は空欄）** [地域再犯防止推進協議会（都道府県）]	該当の資源がないため	
	センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	
	実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため	
	該当するケースがないため	

質問	選択肢	
2．（１の回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合）その理由について選んでください。（「あり」と回答した選択肢は空欄）[地域再犯防止推進協議会（市町村）]	該当の資源がないため	
	センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	
	実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため	
	該当するケースがないため	
2．（１の回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合）その理由について選んでください。（「あり」と回答した選択肢は空欄）[その他民間支援の協議会・団体]	該当の資源がないため	
	センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため	
	実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため	
	該当するケースがないため	
3．下記の各種協議会等と**連携**したことがあるかについて選んでください。※「連携」：当該会議体の構成員としてではなく、外部の関係者として、個別ケースの支援実務において相互に協力すること。[居住支援協議会（都道府県）]	あり	なし
3．下記の各種協議会等と**連携**したことがあるかについて選んでください。※「連携」：当該会議体の構成員としてではなく、外部の関係者として、個別ケースの支援実務において相互に協力すること。[居住支援協議会（市町村）]	あり	なし
3．下記の各種協議会等と**連携**したことがあるかについて選んでください。※「連携」：当該会議体の構成員としてではなく、外部の関係者として、個別ケースの支援実務において相互に協力すること。[自立支援協議会（都道府県）]	あり	なし
3．下記の各種協議会等と**連携**したことがあるかについて選んでください。※「連携」：当該会議体の構成員としてではなく、外部の関係者として、個別ケースの支援実務において相互に協力すること。[自立支援協議会（市町村）]	あり	なし
3．下記の各種協議会等と**連携**したことがあるかについて選んでください。※「連携」：当該会議体の構成員としてではなく、外部の関係者として、個別ケースの支援実務において相互に協力すること。[地域ケア会議]	あり	なし
3．下記の各種協議会等と**連携**したことがあるかについて選んでください。※「連携」：当該会議体の構成員としてではなく、外部の関係者として、個別ケースの支援実務において相互に協力すること。[重層的支援体制整備事業]	あり	なし
3．下記の各種協議会等と**連携**したことがあるかについて選んでください。※「連携」：当該会議体の構成員としてではなく、外部の関係者として、個別ケースの支援実務において相互に協力すること。[生活困窮者支援調整会議]	あり	なし
3．下記の各種協議会等と**連携**したことがあるかについて選んでください。※「連携」：当該会議体の構成員としてではなく、外部の関係者として、個別ケースの支援実務において相互に協力すること。[要保護児童対策地域協議会]	あり	なし
3．下記の各種協議会等と**連携**したことがあるかについて選んでください。※「連携」：当該会議体の構成員としてではなく、外部の関係者として、個別ケースの支援実務において相互に協力すること。[地域再犯防止推進協議会（都道府県）]	あり	なし
3．下記の各種協議会等と**連携**したことがあるかについて選んでください。※「連携」：当該会議体の構成員としてではなく、外部の関係者として、個別ケースの支援実務において相互に協力すること。[地域再犯防止推進協議会（市町村）]	あり	なし
3．下記の各種協議会等と**連携**したことがあるかについて選んでください。※「連携」：当該会議体の構成員としてではなく、外部の関係者として、個別ケースの支援実務において相互に協力すること。[その他民間支援の協議会・団体]	あり	なし
4．（３の回答でいずれかの選択肢に「あり」と回答した場合）その具体的内容について選んでください。（「なし」と回答した選択肢は空欄）[居住支援協議会（都道府県）]	月１回程度、定期的に会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	
	２～３か月に１回程度、会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	
	ケースがあったときに会議に参画し、当該ケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	
4．（３の回答でいずれかの選択肢に「あり」と回答した場合）その具体的内容について選んでください。（「なし」と回答した選択肢は空欄）[居住支援協議会（市町村）]	月２回程度、定期的に会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	
	２～３か月に２回程度、会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	
	ケースがあったときに会議に参画し、当該ケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	
4．（３の回答でいずれかの選択肢に「あり」と回答した場合）その具体的内容について選んでください。（「なし」と回答した選択肢は空欄）[自立支援協議会（都道府県）]	月３回程度、定期的に会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	
	２～３か月に３回程度、会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	
	ケースがあったときに会議に参画し、当該ケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	
4．（３の回答でいずれかの選択肢に「あり」と回答した場合）その具体的内容について選んでください。（「なし」と回答した選択肢は空欄）[自立支援協議会（市町村）]	月４回程度、定期的に会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	
	２～３か月に４回程度、会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	
	ケースがあったときに会議に参画し、当該ケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	
4．（３の回答でいずれかの選択肢に「あり」と回答した場合）その具体的内容について選んでください。（「なし」と回答した選択肢は空欄）[地域ケア会議]	月５回程度、定期的に会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	
	２～３か月に５回程度、会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	
	ケースがあったときに会議に参画し、当該ケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。	

質問	選択肢
4．（３の回答でいずれかの選択肢に「あり」と回答した場合）その具体的内容について選んでください。（「なし」と回答した選択肢は空欄）[重層的支援体制整備事業]	月６回程度、定期的に会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。
	２～３か月に６回程度、会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。
	ケースがあったときに会議に参画し、当該ケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。
4．（３の回答でいずれかの選択肢に「あり」と回答した場合）その具体的内容について選んでください。（「なし」と回答した選択肢は空欄）[生活困窮者支援調整会議]	月７回程度、定期的に会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。
	２～３か月に７回程度、会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。
	ケースがあったときに会議に参画し、当該ケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。
4．（３の回答でいずれかの選択肢に「あり」と回答した場合）その具体的内容について選んでください。（「なし」と回答した選択肢は空欄）[要保護児童対策地域協議会]	月８回程度、定期的に会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。
	２～３か月に８回程度、会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。
	ケースがあったときに会議に参画し、当該ケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。
4．（３の回答でいずれかの選択肢に「あり」と回答した場合）その具体的内容について選んでください。（「なし」と回答した選択肢は空欄）[地域再犯防止推進協議会（都道府県）]	月９回程度、定期的に会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。
	２～３か月に９回程度、会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。
	ケースがあったときに会議に参画し、当該ケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。
4．（３の回答でいずれかの選択肢に「あり」と回答した場合）その具体的内容について選んでください。（「なし」と回答した選択肢は空欄）[地域再犯防止推進協議会（市町村）]	月１０回程度、定期的に会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。
	２～３か月に１０回程度、会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。
	ケースがあったときに会議に参画し、当該ケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。
4．（３の回答でいずれかの選択肢に「あり」と回答した場合）その具体的内容について選んでください。（「なし」と回答した選択肢は空欄）[その他民間支援の協議会・団体]	月１１回程度、定期的に会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。
	２～３か月に１１回程度、会議に参加し、実際のケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。
	ケースがあったときに会議に参画し、当該ケースを諮ったり、過去のケースの現状共有を行ったりしている。
4－②．（３の回答でいずれかの選択肢に「あり」と回答した場合）協議会等との個別ケースの役割分担に係る協議の有無について選んでください。（「なし」と回答した選択肢は空欄）[居住支援協議会（都道府県）]	個別ケースの役割分担について協議を行っている。
	個別ケースの役割分担については協議を行っていない。
4－②．（３の回答でいずれかの選択肢に「あり」と回答した場合）協議会等との個別ケースの役割分担に係る協議の有無について選んでください。（「なし」と回答した選択肢は空欄）[居住支援協議会（市町村）]	個別ケースの役割分担について協議を行っている。
	個別ケースの役割分担については協議を行っていない。
4－②．（３の回答でいずれかの選択肢に「あり」と回答した場合）協議会等との個別ケースの役割分担に係る協議の有無について選んでください。（「なし」と回答した選択肢は空欄）[自立支援協議会（都道府県）]	個別ケースの役割分担について協議を行っている。
	個別ケースの役割分担については協議を行っていない。
4－②．（３の回答でいずれかの選択肢に「あり」と回答した場合）協議会等との個別ケースの役割分担に係る協議の有無について選んでください。（「なし」と回答した選択肢は空欄）[自立支援協議会（市町村）]	個別ケースの役割分担について協議を行っている。
	個別ケースの役割分担については協議を行っていない。
4－②．（３の回答でいずれかの選択肢に「あり」と回答した場合）協議会等との個別ケースの役割分担に係る協議の有無について選んでください。（「なし」と回答した選択肢は空欄）[地域ケア会議]	個別ケースの役割分担について協議を行っている。
	個別ケースの役割分担については協議を行っていない。
4－②．（３の回答でいずれかの選択肢に「あり」と回答した場合）協議会等との個別ケースの役割分担に係る協議の有無について選んでください。（「なし」と回答した選択肢は空欄）[重層的支援体制整備事業]	個別ケースの役割分担について協議を行っている。
	個別ケースの役割分担については協議を行っていない。
4－②．（３の回答でいずれかの選択肢に「あり」と回答した場合）協議会等との個別ケースの役割分担に係る協議の有無について選んでください。（「なし」と回答した選択肢は空欄）[生活困窮者支援調整会議]	個別ケースの役割分担について協議を行っている。
	個別ケースの役割分担については協議を行っていない。
4－②．（３の回答でいずれかの選択肢に「あり」と回答した場合）協議会等との個別ケースの役割分担に係る協議の有無について選んでください。（「なし」と回答した選択肢は空欄）[要保護児童対策地域協議会]	個別ケースの役割分担について協議を行っている。
	個別ケースの役割分担については協議を行っていない。

質問	選択肢
4－②. **（３の回答でいずれかの選択肢に「あり」と回答した場合）**協議会等との個別ケースの役割分担に係る協議の有無について選んでください。**（「なし」と回答した選択肢は空欄）** [地域再犯防止推進協議会（都道府県）]	個別ケースの役割分担について協議を行っている。
	個別ケースの役割分担については協議を行っていない。
4－②. **（３の回答でいずれかの選択肢に「あり」と回答した場合）**協議会等との個別ケースの役割分担に係る協議の有無について選んでください。**（「なし」と回答した選択肢は空欄）** [地域再犯防止推進協議会（市町村）]	個別ケースの役割分担について協議を行っている。
	個別ケースの役割分担については協議を行っていない。
4－②. **（３の回答でいずれかの選択肢に「あり」と回答した場合）**協議会等との個別ケースの役割分担に係る協議の有無について選んでください。**（「なし」と回答した選択肢は空欄）** [その他民間支援の協議会・団体]	個別ケースの役割分担について協議を行っている。
	個別ケースの役割分担については協議を行っていない。
5. **（３の回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合）**その理由について選んでください。**（「あり」と回答した選択肢は空欄）** [居住支援協議会（都道府県）]	該当の資源がないため
	センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため
	実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため
	該当するケースがないため
5. **（３の回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合）**その理由について選んでください。**（「あり」と回答した選択肢は空欄）** [居住支援協議会（市町村）]	該当の資源がないため
	センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため
	実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため
	該当するケースがないため
5. **（３の回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合）**その理由について選んでください。**（「あり」と回答した選択肢は空欄）** [自立支援協議会（都道府県）]	該当の資源がないため
	センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため
	実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため
	該当するケースがないため
5. **（３の回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合）**その理由について選んでください。**（「あり」と回答した選択肢は空欄）** [自立支援協議会（市町村）]	該当の資源がないため
	センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため
	実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため
	該当するケースがないため
5. **（３の回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合）**その理由について選んでください。**（「あり」と回答した選択肢は空欄）** [地域ケア会議]	該当の資源がないため
	センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため
	実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため
	該当するケースがないため
5. **（３の回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合）**その理由について選んでください。**（「あり」と回答した選択肢は空欄）** [重層的支援体制整備事業]	該当の資源がないため
	センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため
	実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため
	該当するケースがないため
5. **（３の回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合）**その理由について選んでください。**（「あり」と回答した選択肢は空欄）** [生活困窮者支援調整会議]	該当の資源がないため
	センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため
	実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため
	該当するケースがないため
5. **（３の回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合）**その理由について選んでください。**（「あり」と回答した選択肢は空欄）** [要保護児童対策地域協議会]	該当の資源がないため
	センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため
	実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため
	該当するケースがないため

質問	選択肢
５．**（３の回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合）**その理由について選んでください。**（「あり」と回答した選択肢は空欄）** [地域再犯防止推進協議会（都道府県）]	該当の資源がないため センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため 実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため 該当するケースがないため
５．**（３の回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合）**その理由について選んでください。**（「あり」と回答した選択肢は空欄）** [地域再犯防止推進協議会（市町村）]	該当の資源がないため センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため 実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため 該当するケースがないため
５．**（３の回答でいずれかの選択肢に「なし」と回答した場合）**その理由について選んでください。**（「あり」と回答した選択肢は空欄）** [その他民間支援の協議会・団体]	該当の資源がないため センターからアプローチをしても、相手方に動きがない/連携に消極的なため 実際にケースを諮った結果、効果的・効率的な連携が難しいと判明したため 該当するケースがないため
６．各種協議体等との連携について、**他定着支援センターにとって参考となりうる事例があれば簡単に概要を記載してください。**本調査を踏まえた個別ヒアリングの参考資料とさせていただきます。（事例には、年齢・性別、出口支援/入口支援の別が識別できる内容を盛り込んでいただければと思います） ※事例選定の際のポイント：官民協働の促進、居住支援との連携促進等 ※別添のWord様式を使用しての提出でもかまいません。	自由記述

ヒアリング関係資料

【協議会向け】ヒアリングに係るご質問内容について

ご質問内容	
1	罪を犯した人への支援について、定着支援センターと連携する前は貴協議会ではどのような取り組みを行っていましたか。
2	貴協議会では、罪を犯した人への支援について、何らかの困難を感じていましたか。感じていたとすればそれは具体的にどのようなものですか。
3	貴協議会と貴団体は、どのような関わりをもっていますか。
4	定着支援センターからの連携のアプローチを承諾するにあたって、当初どのような効果やメリットを期待していましたか。
5	貴協議会と定着支援センターは、具体的にどのような連携を行っていますか。
6	協議会と定着支援センターとの連携について、貴協議会が留意していることはありますか（関わり方やアプローチ等）
7	貴協議会が定着支援センターと連携することで、どのような効果やメリットが得られましたか。またそれらは、当初期待していた効果やメリットと同じものでしたか。
8	貴協議会と定着支援センターとの連携の上で、課題となっていることはありますか。
9	貴協議会が定着支援センターとの連携を進めていく上で、定着支援センターに求めることはありますか。

※「貴団体」：協議会の構成団体や事務局等として実際にヒアリングにご対応いただく団体のこと。

【自治体向け】ヒアリングに係るご質問内容について

ご質問内容	
1	罪を犯した人への支援について、貴自治体ではどのような取り組みを行っていますか。
2	貴自治体では、罪を犯した人への支援について、何らかの困難を感じていましたか。感じていたとすればそれは具体的にどのようなものですか。
3	貴協議会と貴自治体は、どのような関わりをもっていますか。
4	定着支援センターからの連携のアプローチを承諾するにあたって、当初どのような効果やメリットを期待していましたか。
5	貴協議会と定着支援センターは、具体的にどのような連携を行っていますか。
6	協議会と定着支援センターとの連携について、貴自治体として留意している点はありますか（関わり方やアプローチ等）。
7	貴協議会が定着支援センターと連携することで、貴自治体にとってどのような効果やメリットが得られましたか。またそれらは、当初期待していた効果やメリットと同じものでしたか。
8	貴該協議と定着支援センターとの連携の上で、課題となっていることはありますか。
9	貴協議体と定着支援センターの連携を進めていく上で、貴自治体として定着支援センターに求めることはありますか。

【定着支援センター向け】ヒアリングに係るご質問内容について

ご質問内容	
1	貴定着支援センターから、当該協議会へアプローチすることになった理由(きっかけ)を教えてください（例：個別ケース、ネットワークの構築、理解啓発等）
2	貴定着支援センターから当該協議会へアプローチするにあたり、当初どのような効果やメリットを期待していましたか。
3	貴定着支援センターから当該協議会への具体的なアプローチの内容について教えてください。 ・最初にアプローチした機関や個人（キーパーソン）は誰ですか。 ・なぜその機関や個人（キーパーソン）にアクセスしようと思いましたか。 ・アプローチの手法は何でしたか。（訪問しての連携の必要性の訴え等） ・アプローチにあたって事前に準備したことは何ですか。 ・アプローチの後、当該協議会の窓口担当となった職員等の肩書は何ですか。
4	貴定着支援センターと当該協議会との現在の連携状況について教えてください。 ①連携を持続させ、当該協議会との関係性を保っていくために大切にしていることはありますか。 ②もし日常的な連携が現在はない場合、当初のアプローチにあたって留意したことは何ですか。
5	貴定着支援センターが、当該協議会との連携体制を構築し、維持していく上で、苦労したことや障壁となったことはありますか。 ⇒　「はい」の場合・・・　そうした障壁等を乗り越えた方法も含めて、その具体的な内容を教えてください
6	貴定着支援センターが、当該協議会での取り組みを市町村間で横展開し、ひいては他市町村に広げていくうえで留意していることは何ですか。
7	貴定着支援センターが、当該協議会と連携することで、どのような効果やメリットが得られましたか。またそれらは、当初期待していた効果やメリットと同じものでしたか。
8	貴定着支援センターから、当該協議会に求めることはありますか。

※「当該協議会」：ヒアリング先の定着支援センターが連携を行っている官民連携の協議体のこと。